平成２７年（フ）第２４７号
埼玉県久喜市間鎌２番地８
債務者　田村　広幸
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８２号
埼玉県吉川市吉川団地４番４号507
債務者　千葉　綾乃
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３５１号
埼玉県熊谷市拾六間588番地２　サウスコート88―105、破産申立時の住所埼玉県熊谷市佐谷田1427番地２
債務者　登藤　和仁
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２４号
千葉県船橋市夏見４丁目10番10号　夏見母子ホーム
債務者　中村　久恵（旧姓楠本）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１号
千葉市中央区末広１丁目２番３号　アーク本千葉305号
債務者　佐藤　里奈（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５２号
千葉市若葉区貝塚町192　千葉刑務所内、住民票上の住所千葉市中央区末広５丁目４番14号　末広荘405号
債務者　岡田　敬人
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５７号
千葉県市川市相之川３丁目８番17―101号　グラン・シャトーＨＩＲＯ
債務者　小林　篤
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６４号
千葉県八千代市大和田791番地１　シトラスＦ棟105号
債務者　田中　朱美
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６９号
千葉市中央区宮崎２丁目８番11号　グリーンヒルズ石川Ｖ405号
債務者　名倉真砂子（旧姓大里）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７４号
千葉県市川市北国分３丁目15番16号
債務者　宮内　洋子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０２号
千葉市稲毛区あやめ台３番８棟306号
債務者　小和瀬俊夫
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
岐阜県恵那市岩村町2453番地73
債務者　中垣真佐美
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２６４号
名古屋市南区鳥山町２丁目43番地４、住民票上の住所福井県三方上中郡若狭町新道第48号24番地
債務者　来福美希代
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０号
島根県大田市久利町松代209番地
債務者　谷口　志保
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２０８３号
札幌市豊平区平岸１条２丁目７番27―201号
債務者　佐藤麻衣子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２７２号
札幌市白石区川下１条７丁目１番23号　メイプルハイツ102号
債務者　竹田　美香（旧姓國嶋）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３２４号
札幌市手稲区前田７条９丁目２番23号
債務者　佐藤　康之
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部